

議案第 2 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る野田市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正後の健康保険法施行令の施行に伴い、出産育児一時金の額について改正しようとするものである。

参考資料

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市国民健康保険条例 (昭和 43 年野田市条例第 25 号)

改 正 案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 8,000 円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>40 万 8,000 円</u>に、3 万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 4,000 円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>40 万 4,000 円</u>に、3 万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>